

旭フットボールクラブ会則

(名称および事務所)

第1条 本クラブは、旭フットボールクラブ（旭 FC）と称し、事務所を監督宅へ置く。

(目的)

第2条 本クラブは、スポーツ活動として、サッカーを好む少年少女とその保護者（父母等）で組織し、相互に協力し合ってクラブ員の健全な心身を育て、サッカーのすばらしさを体得することを目的とする。

(クラブ員)

第3条 練習会場へ通うことが可能な小学生とする。

(役員)

第4条 本クラブに次の役員を置く、役員の任期は1年とし、再任を妨げない。役員の資格は、本クラブの目的に賛同する者とする。

1. 会長
2. 部長
3. 監督
4. コーチ
5. 育成会会長
6. 会計
7. 会計監査

(総会)

第5条 総会は、会長が年1回招集し、クラブ員の保護者の過半数の出席により成立し、議案は、出席者の過半数により決議する。

2. 総会は、次の事項を審議する。

- ① 予算、決算
- ② クラブ活動行事
- ③ その他

(会費等)

第6条 会費その他必要な事項は、細則に定める。

(クラブ年度)

第7条 当年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

【付記】 このクラブ会則は、1995年7月1日より施行する。

【一部改正】

2003年4月19日

2004年4月17日

2005年5月13日

旭フットボールクラブ細則

(加入, 脱会)

第1条 自由とし、本人の意志による、申込書を監督が受理した時、加入し、退会届を受理した時、脱会する。

(会費, 入会金)

第2条 入会金は、2,000円とする。

2. 6～4年の経費は、月額3,000円とする。3～1年の経費は、月額2,000円とする。

3. 年会費、2,000円とする。

(保険加入)

第3条 クラブ員及び役員は、全員スポーツ安全保険に加入する。

(補償)

第4条 練習中及び試合における、事故やけがについての補償は、スポーツ安全保険の範囲内とする。

【付記】 このクラブ細則は、1995年7月1日より施行する。

【一部改正】

2003年4月19日

2004年4月17日

2008年5月16日

2016年3月26日